

千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行） 改定概要

建設現場の生産性向上に繋がるＩＣＴ活用工事の適用、型式・工種別で実施すべきプロセスを明確化することにより、ＩＣＴ活用工事が推進されるよう「千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行）」を改定訂しました。な改定点は下記のとおりです。

１ トライアル型ＩＣＴ活用工事の適用条件の変更

チャレンジ簡易型ＩＣＴ活用工事とトライアル型ＩＣＴ活用工事を令和３年１２月から適用開始しているところですが、大部分の適用工事が「フル型ＩＣＴ活用工事」を選択し、「トライアル型ＩＣＴ活用工事」を選択した工事は２件にとどまっていることから、「トライアル型ＩＣＴ活用工事」のプロセスの考え方を見直し、適用条件を変更しました。

改定前	改定後
何れかの <u>施工プロセス</u> でＩＣＴ施工技術を活用する工事	ＩＣＴ施工技術のうち、 <u>②（必須）、かつ③若しくは④（いずれかを必須）の段階で</u> ＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事

２ 型式・工種別 施工プロセス一覧表の追加

型式・工種別に実施すべき施工プロセスが不明瞭となっていたため、「型式・工種別 適用プロセス一覧表」を追加しました。

型式・工種別 適用プロセス一覧表

工種	フル型	チャレンジ簡易型※ ^１	トライアル型※ ^１
型式適用の考え方	施工プロセス①～⑤の５つ全て。ただし、施工プロセスに「該当なし」「従来手法を原則」とある場合は、対象から除外。	施工プロセス 必須：②、④、⑤、選択：①、③	施工プロセス②〔必須〕と③若しくは④〔いずれかを選択〕
土工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
土工（１,０００ｍ³未満）	必須：②、③、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
作業土工（床掘）※ ^２	－	－	－
小規模土工	必須：②、③、⑤	－※ ^４	必須：②、③
舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	－※ ^５	－※ ^５
付帯構造物設置工※ ^３	－	－	－
擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
構造物工（橋梁上部）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④

※１：必須、選択以外の施工段階でＩＣＴ施工技術を活用することも可能。

※２：ＩＣＴ作業土工（床掘）はＩＣＴ土工の関連施工工種として実施。

※３：ＩＣＴ付帯構造物設置工はＩＣＴ土工及びＩＣＴ舗装工の関連施工工種として実施。

※４：ＩＣＴ小規模土工は「３次元出来形管理等の施工管理」が該当なしであるため、チャレンジ簡易型の対象外とする。

※５：ＩＣＴ舗装工（修繕工）では、「ＩＣＴ建設機械による施工」と「３次元出来形管理等の施工管理」の実施が望ましいため、チャレンジ簡易型とトライアル型の対象外とする。

3 特記仕様書への対象工種の明記

実施すべき工種が不明確であったため、発注工事において生産性の向上が見込まれるＩＣＴ活用工事の工種を特記仕様書に明記します。

4 総合評価落札方式（受注者希望Ⅰ型）におけるトライアル型ＩＣＴ活用工事の加点方法の変更

トライアル型ＩＣＴ活用工事の適用条件の見直しに伴い、総合評価落札方式（受注者希望Ⅰ型）におけるトライアル型ＩＣＴ活用工事の加点方法を変更しました。

改定前	改定後
フル型：3点 (施工プロセス①～⑤の5つ全て)	フル型：3点 (施工プロセス①～⑤の5つ全て。 <u>ただし、施工プロセスに「該当なし」「従来手法を原則」とある場合は、対象から除外。</u>)
チャレンジ簡易型：2点 (施工プロセス 必須：②、④、⑤、選択：①、③ 3～4つ)	チャレンジ簡易型：2点 (施工プロセス 必須：②、④、⑤、選択：①、③)
トライアル型： <u>1～2点</u> (<u>施工プロセス①～⑤のうち1～2つの場合1点、施工プロセス①～⑤のうち3～4つの場合2点</u>)	トライアル型： <u>1点</u> (<u>施工プロセス②〔必須〕と③若しくは④〔いずれかを選択〕の場合1点</u>)